

1 いじめの防止等の対策に関する基本方針

【定義】

児童等に対して、当該児童生徒が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているもの。

（いじめ防止対策推進法における定義より）

【具体的ないじめの態様】

- ・冷やかしやからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる
- ・仲間はずれ、集団による無視をされる
- ・軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする
- ・ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする
- ・金品をたかられる
- ・金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする
- ・嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする
- ・パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる

【基本理念】

- (1) 「思いやり」と「ならぬことはならぬ」という「あいづっこ宣言」の精神を身につけさせ、いじめの未然防止に努める。
- (2) いじめは「どの学校でも、どの子にも起こりうる」という認識の下、早期発見、早期対応に努める。
- (3) 「いじめはひきょうな行為であり、絶対に許されない行為である」という意識を子どもも大人ももつ。
- (4) 教育委員会、保護者、市民等及び関係機関等の連携・協力の下、いじめ根絶を目指して取り組む。
- (5) 児童が安心できる環境の下で、充実した学校生活を送れるようにする。

【いじめの禁止】

児童は、いじめを行ってはならない。

【学校及び職員の責務】

本校は、いじめが行われず、すべての児童が安心して学習その他の活動に取り組むことができるように、保護者他関係者との連携を図りながら、学校全体でいじめの防止と早期発見に取り組むとともに、いじめが疑われる場合は、適切かつ迅速に対処し、さらにその再発防止に努める。

2 いじめの未然防止のための取組

- (1) 教育目標「思いやりがあり協力する子」を掲げ、心身ともにたくましく主体的に行動できる資質や能力を身につけた心豊かな児童を育成する。
- (2) 教育活動全体を通じて、道徳教育の充実を図るとともに、体験活動を推進し、命の大切さや相手を思いやる心の醸成を図る。
○あいづっこ宣言の実践を通して思いやりや規範意識を育む。
- (3) 保護者並びに地域住民その他の関係機関との連携を図りつつ、いじめ防止に資す

る児童が自主的に行う児童会活動に対する支援を行う。

○異学年集団での活動や集会活動を通して、児童同士のつながりを深める機会を増やし、相手を思いやる気持ちや協力する態度を養う。

○栽培・飼育活動を通して、命あるものを大事にする心を育む。

(4) インターネットを通じて行われるいじめを防止し、児童がネットの正しい利用やマナーについての理解を深めることができるよう、必要な啓発活動として、情報モラル教育を推進する。

(5) 児童の学校内外での生活状況を把握し、指導をしていくとともに、所属感のもてる学級経営・「わかる・できる」実感のもてる充実した授業を展開していく。さらに、家庭との信頼関係を醸成する。

3 いじめの早期発見のための取組

いじめは「どの学校でも、どの子にも起こりうる」「いじめは見えにくいもの」という前提に立ち、いじめではないかとの疑いをもって、早期に関わる。

(1) いじめ調査等

いじめを早期に発見するため、定期的な調査等を次のとおり実施する。

- | | |
|-------------------|------------------|
| ①教育相談・いじめアンケートの実施 | 毎月末 |
| ②教育相談の実施 | 年3回(6月, 11月, 2月) |
| ③保護者との懇談 | 家庭訪問・個別懇談・懇談会等 |
| ④Q-Uテストの実施(5年・6年) | 年2回(5月, 11月) |

(2) いじめ相談体制

児童及び保護者がいじめに係る相談を行うことができるよう次のとおり相談体制の整備を行う。

- ①スクールカウンセラーの活用
- ②校内外のいじめ相談窓口の周知

(3) 人材の確保及び資質の向上

いじめの防止等に関する職員研修を位置づけ、スクールカウンセラーと連携しながら、いじめ防止等に関する職員の資質向上を図る。

4 いじめの早期解決のための措置

(1) いじめの発見・通報を受けた場合は、特定の教職員で抱え込まず、校内組織に直ちに情報を共有し、校長以下組織的対応を行う。

(2) 情報収集を綿密に行い、事実確認の上で、いじめられている児童の身の安全を最優先に考え、いじめている側の児童に対しては、毅然とした態度で指導にあたる。

<いじめられた児童・保護者に対して>

- ①いじめられた児童には、「あなたが悪いのではない」事をはっきり伝えるなど、自尊感情を高めるよう留意する。
- ②個人情報の取扱い等、プライバシーには十分留意して対応する。
- ③家庭訪問等により、その日のうちに、迅速に事実関係を保護者に伝える。
- ④徹底して守り通すことや、秘密を守ることを伝え、できる限り不安を取り除く。
- ⑤児童に寄り添い、支える体制をつくる。
- ⑥児童の状況に合わせた継続的なケアを行う。
- ⑦必要に応じてスクールカウンセラー等の協力を得て、心のケアを行う。

<いじめた児童・保護者に対して>

- ①複数の教職員が連携し、いじめをやめさせる措置をとる。
- ②必要に応じてスクールカウンセラー等の協力を得て、再発防止に努める。
- ③迅速に保護者に連絡し、事実に対する理解を得た上で、対応を適切に行えるよう協力を求める。また、保護者に対する継続的な助言に努める。
- ④当該児童の指導に当たっては、いじめは人格を傷つけ、生命・身体を脅かす行為

であることを理解させ、自らの行為の責任を自覚させる。また、いじめの背景にも目を向け、健全な人格の発達に配慮する。

⑤個人情報の取り扱い等、プライバシーには十分留意して対応する。

⑥いじめをみていた児童にも自分の問題として捉えさせ、いじめを止めさせることができなくても誰かに知らせる勇気を持つよう伝える。

(3) いじめの事実確認の結果は、校長が責任を持って市教育委員会に報告する。また、いじめが暴行や傷害等犯罪行為に当たると認められる場合は、警察と連携して対処する。

(4) P T A、青少年育成協議会、子ども育成会等と連携し、地域全体で児童を見守り、健やかな成長を促していく。

5 いじめ問題に取り組むための組織

(1) 校内における組織

いじめの防止等を実効的に行うため、次の機能を担う「いじめ防止対策委員会」を設置する。

<構成員>

校長、教頭、教務主任、生徒指導主事、養護教諭、特別支援コーディネーター、
◎いじめ事案の状況に応じて、スクールカウンセラー、S S W、警察（生活安全課）、児童相談所等関係機関

<活 動>

①いじめ防止に関すること

②いじめの早期発見に関すること（アンケート調査、教育相談等）

③いじめ事案に対する対応に関すること

④教職員の研修

<開 催>

月1回を定例会とし、いじめ事案発生時は緊急開催とする。

○上記以外に、生徒指導協議会を月に1回開催し、全教職員で配慮を要する児童について、現状や指導について情報交換及び共通理解を図る。

(2) 校外における組織

①中学校区内小中連携推進協議会：年2回開催し、学区内の情報交換を行う。

②中学校区内P T A連絡協議会：年2回開催し、学区内の情報交換や啓発活動を行う。

③会津若松地区小学校生徒指導協議会：年4回開催し、情報交換や連携を図る。

6 重大事案への対処

生命・心身又は財産に重大な被害が生じた疑いや、相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがある場合、又は、児童や保護者から「いじめられて重大な事態に至った」という申立てがあった場合は、次の対処を行う。

(1) 重大事案が発生した旨を、市教育委員会に報告する。

(2) 市教育委員会と協議の上、当該事案に対処する組織を設置する。

(3) 上記組織を中心として、事実関係を明確にする調査を実施する。

(4) 上記調査結果については、いじめを受けた児童・保護者に対し、事実関係その他の必要な情報を適切に提供する。

(5) 調査の結果を踏まえ、市教育委員会と連携して対処又は再発防止に努める。

(6) いじめられた児童・保護者に対しては継続的に注意を払い、必要に応じた支援を行う。

7 その他

(1) いじめの見過ごしや隠蔽をせず、いじめの実態把握及び迅速な対応が図れるように、次の点を学校評価の項目に加え、適切に自校の取組を評価する。

○いじめの早期発見に関する取組に関すること

(2) より実効性の高い取組を実施するため、本方針は必要に応じて見直す。

(3) 「いじめは絶対に許されない」という強い意識をもって指導をしていくための研修を充実させる。

(4) P T Aや地域と連携をし、地域で子どもを育てるという意識をもつ。